

富山県事業再構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県事業再構築支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 国が令和二年度第三次補正予算で計上した「中小企業等事業再構築促進事業（通常枠に限る。）」（以下「国補助事業」という。）の採択を受けた
県内中小企業等
- (2) 県内中小企業等 県内に本社の所在地又は事業所（個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する者であつて、中小企業等事業再構築促進補助金交付規程で定める中小企業者等
- (3) 補助事業 「中小企業等事業再構築促進補助金（通常枠に限る。）」（以下「国補助金」という。）の交付決定を受け、県内で実施する事業

(補助金の交付)

第3条 知事は、補助対象者が行う補助事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
補助事業に要するハード事業及びソフト事業にかかる経費 ※国補助金の対象経費に準ずる。	補助対象経費の12分の1以内	2,000千円

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(確認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金確認申請書（様式第1号）及び添付書類を提出し、確認を受けなければならない。

2 確認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 国補助事業の採択通知の写し
- (2) 事業計画等、国補助事業の申請にあたり国へ提出した書類の写し一式
- (3) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

3 第1項及び第2項の提出期限は、令和4年2月15日までとする。

(補助金の交付の申請、実績報告及び提出期限)

第6条 規則第3条に規定する申請書は補助金交付申請書(様式第2号)によるものとし、前条に規定する確認を受けた補助対象者は、国補助金の額の確定通知を受けた後、同申請書及び添付書類を提出しなければならない。この場合において、規則第12条に規定する実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって報告したものとみなす。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 国補助金の額の確定通知書の写し

(2) 実績報告書等、国補助金の交付決定及び額の確定にあたり国へ提出した書類の写し一式

(3) 国補助金の交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更した場合は、当該変更に係る国の承認を証する書類の写し一式

3 第1項の補助金の交付の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 第1項及び第2項の書類の提出期限は、令和4年2月28日までとする。

(補助金の交付決定、額の確定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業を実施した申請者(以下「補助事業者」という。)に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、第7条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、知事が定める補助金精算払請求書（様式第3号）により知事に補助金の支払い請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項（様式第8号）に違反した場合
- (6) 国補助金請求後に何らかの事由により国補助金が支払われなかった場合
- (7) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行った場合

2 知事は、前項の取消し、又は変更をした場合において、既に当該取消し、又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、規則第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が規則第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又

は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書の規定により補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、県が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産（以下「処分制限財産」という。）は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜）以上の財産とする。

2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。

4 前項の場合において、知事は、補助事業者が処分制限財産の処分をすることにより、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該処分制限財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第15条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願し、若しくは取得した場合またはそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第16条 知事は、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、実施権等の設定その他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（帳簿の整理等）

第17条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、処分制限財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

3 補助事業者は、処分制限財産について処分制限財産管理台帳（様式第7号）その他関係書類を第13条に規定する期間、整備保管するものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第8号）について補助金の交付申請前に確認しなければならず、確認申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。